

令和 8 年度 第 3 回津有区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 7 月 21 日（火）午後 7 時～

会場：津有地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

（資産活用課、農政課、スポーツ推進課）

(2) 自主的な審議

地域での新しいコミュニケーションの在り方について

4 その他

(1) 次回開催日程について

・日時：

・会場：

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

・ 次第

・ 資料No.1-1 上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

・ 資料No.1-2 「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧【津有区】

・ 資料No.1-3 「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

・ 資料No.1-4 「高田東ゲートボールハウス」使用料の見直しについて

・ 資料No.1-5 「ファームセンター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

・ 資料No.1-6 「津有地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

・ 資料No.1-7 「上越総合運動公園」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

・ 資料No.1-8 公の施設白書（令和 6 年度実績・津有区抜粋版）

・ 資料No.2 自主的な審議のスケジュールと進捗状況（令和 8 年 7 月時点）

・ 資料No.3 具体的な解決策 SNS のコミュニケーションツールの利用についてのフレームワーク

～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

その 1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）

その 2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）

その 3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）

その 4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）

その 5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について

見直し内容については、関係者との協議や地域協議会への説明等を踏まえ、一部変更となる場合があります。また、見直し内容は、12月市議会での議決をもって確定となりますので、改めて市議会の議決後に確定した見直し内容をお知らせします。

I 公の施設の適正管理の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 利用実態や働き方改革に合わせ、開館時間や休館日、管理手法を見直す。
- ・ 開館時間は、屋内施設は9時～21時、屋外施設は日の出から日没までを基本
- ・ 休館日は、最低でも週1日を基本
- ・ 夜間などの稼働率が低い時間帯や冬期間等の閑散期は、休館を検討
- ・ 施設職員等の常駐の必要性を検証し、予約制や鍵管理の導入により非常駐化を検討

2 見直しの内容

区分	全体施設数	津有区
開館時間の短縮、適正な開館時間の設定	172	2
休館日の増加、適正な休館日の設定	186	4
予約制の導入（利用予約のないときは閉館）	63	2
適正な管理形態（職員常駐から鍵管理等）	90	2
上記のいずれかの取組を実施	220/223	5/5

○カテゴリー別の見直し例

区分	現行	見直し案
一般体育館	9時～21時 月1日及び年末年始休館	10時～22時（猛暑対策） 17時～22時予約制 週1日及び年末年始休館
公民館	8時30分～22時 年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理	9時～21時 週1日又は月2日、年末年始休館 合併前上越市：平日16時以降・土日祝日鍵管理 13区：16時以降鍵管理

○施設見直し例①…上越文化会館（基幹的総合施設） ※指定管理更新前までは従前の運用

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～22時	9時～21時
休館日	第1・3月曜日、年末年始	月曜日、年末年始

○施設見直し例②…直江津学びの交流館（学習施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	8時30分～22時	9時～21時
休館日	年末年始	水曜日、第3木曜日、年末年始

○施設見直し例③…ゑしんの里記念館（観光施設）

区分	現行	見直し案
開館時間	9時～17時	10時～16時
休館日	火曜日、年末年始	火曜日（12月～2月は週2日）、年末年始

Ⅱ 公の施設の使用料等の見直しの概要（案）

1 見直しの概要

- ・ 激変緩和措置として、原則現行使用料等の 1.5 倍を上限。特に貸館施設やスポーツ施設等の基礎的サービス施設は 1.1 倍（1,000 円以上）～1.2 倍（1,000 円未満）
- ・ 市内の同種同様の機能を有する施設で、価格差が大きい場合は平準化する。
- ・ 使用料等を原則 100 円単位で設定。200 円以下については、100 円及び 150 円単位で設定。（使用料支払いや釣銭用意の負担軽減）

2 見直しの内容

改定内容と主な施設		全体 施設数	津有区
A	基礎的サービス施設（現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	48	3
	市民プラザ、上越文化会館、雁木通りプラザ、福祉交流プラザ、各地区公民館、高田図書館、直江津学びの交流館 等		
B	政策目的施設（現行使用料等の 1.5 倍）	4	0
	正善寺工房、くびき食彩工房、坂口記念館、小川未明文学館		
C	理論値＜現行使用料であるが改定 （100 円単位に四捨五入、現行使用料等の 1.1～1.2 倍）	43	1
	ゑしんの里記念館、高田城三重櫓、直江津屋台会館、各地区集会施設、各ゲートボールハウス 等		
D	政策目的施設（1.5 倍）だが 1.1～1.2 倍	5	0
	上越人材ハイスクール、五智歴史の里会館、埋蔵文化財センター、上越清里星のふるさと館、高田城址公園オーレンプラザ		
E	同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）	53	2
	リージョンプラザ上越、ユートピアくびき、高田城址公園野球場、総合体育館、上越総合運動公園、オールシーズンプール 等 【例】小体育館：一律 1,200 円、大体育館：一律 1,600 円		
F	理論値＞現行額だが 50 円・100 円単位調整のみ	2	0
	日本スキー発祥記念館、小林古径記念美術館		
G	見直しなし（施設の状況考慮等による）	7	0
	やぶの川辺公園、シェアハウス大町、各有料駐車場		
合計		162	6
H	100 円単位の設定（100 円以上の使用料）：146 区分→940 区分 （100 円単位でない 97 区分のうち 150 円のものが 90 区分）		

3 改定幅が大きい施設等の改定例

「B 政策目的施設（1.5 倍）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
坂口記念館	入館料（個人）	310 円	500 円	+190 円 (1.61 倍)
小川未明文学館	市民ギャラリー（1 時間）	930 円	1,400 円	+470 円 (1.51 倍)

正善寺工房	1 室（1 時間）	1, 200 円	1, 800 円	+600 円 (1. 5 倍)
-------	-----------	----------	----------	--------------------

「E 同種・類似施設の調整による改定（スポーツ施設）」の改定例

施設名	区分	改定前	改定後	増減額・率
リージョンプラザ 上越	市民プール個人 (小・中学生)	180 円	300 円	+120 円 (1. 67 倍)
教育プラザ(体育 館)	大体育館 (1 時間)	720 円	1, 200 円 (+照明 400 円)	+480 円 (1. 67 倍)
	小体育館 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
上越勤労身体障害 者体育館	体育館占用利用 (1 時間)	510 円	900 円 (+照明 300 円)	+390 円 (1. 76 倍)
	体育館共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)
板倉北部スポーツ センター	アリーナ (1 時間)	480 円	900 円 (+照明 300 円)	+420 円 (1. 88 倍)
吉川体育館	アリーナ占用利用 (1 時間)	620 円	900 円 (+照明 300 円)	+280 円 (1. 45 倍)
	アリーナ共用利用 (1 人 2 時間)	210 円	400 円	+190 円 (1. 9 倍)

4 その他

- ・附属設備・備品の使用料の見直し：208 区分中 88 区分を改定
(備品及び物価高騰の影響が少ない附属設備は原則据え置き)
- ・市外在住者利用による使用料：2 倍設定は 143 施設
- ・営利営業利用による使用料：3 倍設定は 147 施設 (2 倍施設はなし)
- ・30 分単位の利用による使用料設定導入施設：48 施設 (4 つの施設カテゴリーで導入
(地区集会施設、貸館・交流施設、生涯学習センター、公民館))

Ⅲ 今後のスケジュール

年月	適正配置	適正管理	使用料
R8. 7～8	関係者と協議（施設利用者、施設管理者など）		
R8. 9～10	地域協議会で後期計画 案を説明	地域協議会で諮問・答 申	必要に応じて地域協議 会で報告
R8. 12～	市議会で計画案を報告 パブリックコメント	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知	
R9. 2	市議会で後期計画を説 明		
R9. 4	後期計画の取組実施	適正管理の取組実施	使用料等の見直し

令和8年度第3回津有区地域協議会
令和8年7月21日
3議題（1）報告事項
資料No.1-2
資産活用課

「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案」一覧 **【津有区】**

施設 No.	施設名	該当する取組		施設所管課
		適正管理	使用料	
1	学校開放体育施設		○	教育総務課、スポーツ推進課
2	高田東ゲートボールハウス		○	高齢者支援課
3	ファームセンター	○	○	農政課
4	津有地区公民館	○	○	社会教育課
5	上越総合運動公園(テニスコート)	○	○	スポーツ推進課
6	上越総合運動公園(クラブハウス)	○	○	スポーツ推進課

「学校開放体育施設」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の1.1～1.2倍とした金額に四捨五入して100円単位とした金額を改定後の使用料とします。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1時間	<u>600円</u>	510円
プール (浦川原小学校、 大島小学校)	一般	1施設	<u>200円</u>	160円
	中学生以下	1施設	<u>100円</u>	110円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	直江津東中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円
	春日中学校屋外運動場	1時間	<u>2,700円</u>	2,450円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「高田東ゲートボールハウス」使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

使用料について、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を 100 円単位とするとともに、激変緩和措置として暖房使用料のみ現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直します。

(1) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
ゲートボール場使用料	1 面 1 時間につき	<u>400 円</u>	410 円
暖房使用料		<u>300 円</u>	210 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「ファームセンター」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日を利用実態や需要、現在の運用実態にあわせて見直します。
使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.2倍を目安に見直します。（100円台には150円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前9時から午後5時まで (午前9時から正午、午後5時から午後9時は予約があるときのみ)	午前9時から午後5時まで (午後5時から午後10時は予約があるときのみ)

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	日曜日及び水曜日、祝日の翌日、年末年始	【条例】 水曜日、祝日の翌日、年末年始 【実際の設定】 日曜日及び水曜日、祝日の翌日、年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的ホール	1時間につき	800円	630円
調理実習室		500円	390円
農事研修室		400円	350円
第1会議室		300円	260円
第2会議室		300円	260円
クラブ室		150円	120円
工作室		150円	120円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

「津有地区公民館」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2 見直し内容

開館時間・休館日は、「公共施設等総合管理計画」の適正管理の考え方に基づき、貸館の利用実態を踏まえ、利用の少ない時間帯や曜日にあわせて見直します。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、使用料の単位を100円単位とするとともに、激変緩和措置として現行の使用料の1.2倍を目安に見直します。（100円台には150円の単位を設定）

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

区分	改定後	現行
開館時間	午前 <u>9</u> 時から午後 <u>9</u> 時まで （休館日を除く、平日の午後4時から午後9時及び土日祝日は予約があるときのみ）	【条例】 午前8時30分から午後10時まで 【実際の設定】 午前8時30分から午後10時まで （休館日を除く、平日の午前8時30分から午前9時及び午後4時から午後9時、土日祝日は予約があるときのみ）

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

区分	改定後	現行
休館日	<u>第2・第4金曜日</u> 、年末年始	年末年始

(3) 施設の使用料を次のように改定します。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1室1時間につき	<u>800円</u>	650円
中会議室		<u>200円</u>	150円
第1和室		<u>150円</u>	110円
第2和室		<u>150円</u>	110円
茶室		<u>150円</u>	110円
調理実習室		<u>150円</u>	130円

使用料の額が時間を単位として定められている場合は、使用の時間が 30 分を超え、1 時間以内のときは 1 時間とし、30 分以下のときは 1 時間の半額として計算する。

（例 1）使用時間実績※が 45 分⇒使用料は 1 時間として計算

（例 2）使用時間が 2 時間 30 分⇒使用料は 2 時間 30 分として計算

（例 3）使用時間実績※が 2 時間 50 分⇒使用料は 3 時間として計算

※使用時間の申請・承認は 30 分単位

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

「上越総合運動公園」開館時間・休館日・使用料の見直しについて

1 見直しの趣旨

公の施設の利用実態に合わせて、開館時間や休館日の見直しを図るとともに、受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2 見直し内容

利用時間は、屋内体育施設は午前 10 時から午後 10 時まで、屋外体育施設は午前 6 時から午後 6 時まで（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本に統一します。

休館日は、全施設週休 1 日を基本とします。また、屋外体育施設における冬季の閉館期間を 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

使用料は、「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定（使用料は 100 円単位）するとともに、激変緩和措置として現行の使用料の 1.1 倍から 1.2 倍（最大で 1.5 倍）を目安に見直します。

なお、同程度の機能を有する施設において、価格差が生じないように平準化を図るため、上記倍率を超過する場合があります。

(1) 施設の利用時間を次のように改定します。

→ 現行の運用実態に合わせて利用時間を設定

区分	改定後	現行
開館時間	○テニスコート 午前 <u>10</u> 時から午後 10 時まで（ただし、照明設備のないテニスコートにあっては、午前 <u>10</u> 時から午後 6 時まで） ○クラブハウス 午前 <u>10</u> 時から午後 10 時まで	○テニスコート 午前 9 時から午後 10 時まで（ただし、照明設備のないテニスコートにあっては、午前 9 時から日没） ○クラブハウス 午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 施設の休館日を次のように改定します。

→ 基本的な考え方に沿って、新たに週休 1 日の休館日を設けるとともに、冬季の休館期間を月単位で設定

区分	改定後	現行
休館日	火曜日（休日の場合は、その翌日）、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	【条例】 教育委員会が定める日 【実際の設定】 11 月 24 日から翌年 3 月 31 日まで

- (3) 施設の使用料（利用料金の上限額）を次のように改定します。
- 占用利用は、市内の庭球場同種類（砂入り人工芝の専門施設）の平均使用料（10 円単位切上）に改定
 - 照明設備は、市内の庭球場照明設備の平均使用料を 1.2 倍にした額（10 円単位を四捨五入）に改定
 - テニスコートの放送設備、クラブハウスの会議室及び温水シャワーは、同種の機能を有する施設で平準化した使用料に改定
 - クラブハウスの冷暖房設備は、令和 6 年度に追加した設備であるため、使用料として 1 時間あたりの運用コストを市と折半した額を設定

区分		単位	上限額	
			改定後	現行
テニスコート	占用利用	1 面 1 時間につき	<u>600 円</u>	510 円
	照明設備	1 面 1 時間につき	<u>600 円</u>	510 円
	放送設備	1 時間につき	<u>200 円</u>	110 円
クラブハウス	会議室	1 時間につき	<u>400 円</u>	360 円
	冷暖房設備	1 時間につき	<u>100 円</u>	(なし)
	温水シャワー	1 人 1 回につき	<u>200 円</u>	110 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

令和8年度第3回津有区地域協議会
令和8年7月21日
3議題（1）報告事項
資料No.1-8
資産活用課

公の施設白書

（令和6年度実績・津有区抜粋版※）

※全体版は市ホームページでご確認ください

新潟県上越市
（財務部資産活用課）

1 はじめに（公の施設白書の公表の目的）

当市では、人口減少や経済の停滞など社会情勢が大きく変化し、公の施設に求められる市民のニーズも多様化していることから、公の施設の利用者は直近10年で29%減少し、使用料収入は13%減少しています。一方では、施設の老朽化による修繕の多発や物価高騰等により、維持管理経費は直近10年で18%増加しています。

また、全国的な社会問題として、昭和50年代以降に開設された施設の老朽化が進み、今後、一斉に大規模な修繕や更新を迎える中、多くの施設を維持していくことは極めて困難な状況であり、当市も例外ではありません。

このため、将来的にも市民の皆さんが真に必要なとする施設や機能を安定的・継続的に提供するためには、施設の機能集約や休廃止は避けられない状況であり、次世代の負担の軽減を考慮すると、一刻も早く検討を進める必要があります。

本施設白書は、当市の公の施設に関する理解を深め、建設的な議論を進めていくために、その基礎資料となる施設の現状を取りまとめ、公表するものです。

【公共施設等を取り巻く現状と課題 … 利用実態】

- 人口減少等に伴い、施設の利用者数は約28.7%減少している（この間の当市の人口は、H27年1月末200,032人⇒R7年1月末180,207人と約10%減少）。
- 利用者数の減少等に伴い、使用料収入も約5.0億円減と大幅に減少している。
【参考①】 R6年度の使用料＋利用料金…4,367,208千円（H26年度比▲830,942千円（▲16.0%））
【参考②】 R6年度の受益者負担割合（近似値）…34.4%（H26年度比▲14.4ポイント）
- 物価高騰や労務費の上昇等により、修繕料及び工事請負費を除く維持管理経費は約19億円増と約18.0%増額している。
- 公費投入額が約4.7億円減と大幅に減少しているが、これは、大規模改修等に係る有利な起債等（公共施設等適正管理推進事業債）の創設等が要因と考えられる。

	H26年度	R6年度	増減
①利用者数（人）	6,238,217	4,445,144	▲1,793,073 （▲28.7%）
②収入（千円）	4,935,791	6,350,865	1,415,074
③②のうち使用料（千円）	3,775,084	3,271,368	▲503,716 （▲13.3%）
④支出（千円）	13,913,383	14,861,395	948,012
⑤④のうち修繕料・工事請負費 を除く維持管理経費	10,650,474	12,565,569	1,915,095 （18.0%増）
⑥公費投入額（千円）【④－②】	8,977,592	8,510,530	▲469,769

※R6年度時点で存在する公の施設のうち、H27年度以降に新設した施設等を除く588施設を基に比較

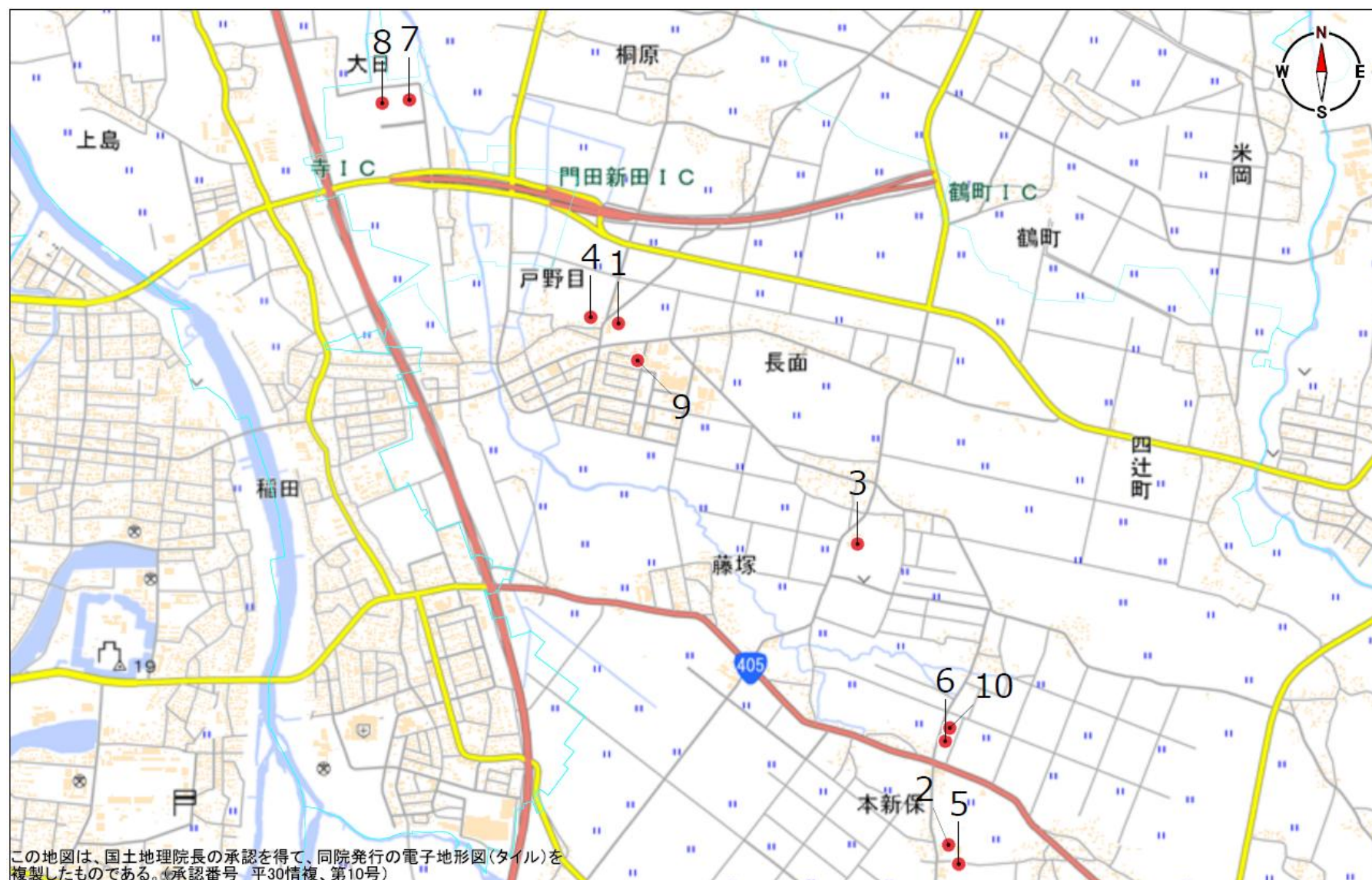
3 公の施設の現状

1 施設毎の状況（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	上越市立戸野目小学校	小学校	コンクリ	49/47	3,167.00	158	33,403	211,411	直営	別の計画等
2	上越市立上雲寺小学校	小学校	コンクリ	39/47	3,189.00	78	32,473	416,321	直営	別の計画等
3	上越市立雄志中学校	中学校	コンクリ	36/47	4,812.00	136	26,369	193,890	直営	別の計画等
4	戸野目保育園	保育園	木造	52/34	580.91	70	52,169	745,271	直営	別の計画等
5	上雲寺保育園	保育園	木造	49/22	514.71	41	40,909	997,780	直営	別の計画等
6	高田東ゲートボールハウス	屋内ゲートボール場	鉄骨	31/34	1,203.28	7,074	1,179	167	直営	現状維持
7	上越総合運動公園(テニスコート)	テニスコート	—	16/—	0.00	22,714	11,830	521	指定管理(利用料金制)	現状維持
8	上越総合運動公園(クラブハウス)	テニスコート	木造	16/24	356.35	1,161	0	0	指定管理(利用料金制)	現状維持
9	津有地区公民館	公民館	鉄骨	32/38	604.53	16,299	3,811	234	直営	現状維持
10	ファームセンター	貸館・交流施設	コンクリ	41/50	1,412.00	8,097	6,164	761	直営	現状維持
11	こでまり公園	農村公園	コンクリ	33/38	5.23	0	132	—	直営	別の計画等
12	上富川公園	農村公園	コンクリ	30/38	5.23	0	25	—	直営	別の計画等

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
13	四ヶ所公園	農村公園	—	28/—	0.00	0	56	—	直営	別の計画等
14	四辻町水辺広場	農村公園	—	20/—	0.00	0	85	—	直営	別の計画等
	小計					55,828	208,605	3,737		別の計画等

2 位置図



1 施設毎の状況

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123,456.78	123,456	123,456	123,456	●●	●●

- 「施設カテゴリー」は、主に第4次上越市公の施設の適正配置計画に掲げる施設カテゴリーを使用
- 「構造」は、コンクリ・鉄骨・木造・ーを表記
 - ・コンクリ：鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）、補強コンクリートブロック造（CB造）。一部鉄骨造りを含む。
 - ・鉄骨：鉄骨造（S造）
 - ・「ー」：屋外ゲートボール場や野球場・ソフトボール場等、主な用途を備える建物がない施設
- 「経過年数」は、令和7年4月1日現在の施設の経過年数
- 「耐用年数」は、主な建物（構造物）の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数。屋外ゲートボール場や多目的広場・グラウンド等、主な用途を備える建物がない施設は「ー」と表記。
- 「利用者数」は、令和6年度の利用者数
 - ・農村公園や休止施設等、施設の性質上、利用者数を把握できない施設は「ー」
 - ・特定の人が通園、通学する施設は、令和7年5月1日現在の園児、児童、生徒数
 - ・公営住宅や生活支援ハウス等、特定の人が居住する施設は、令和7年5月1日現在の居住者数
 - ・霊園は、利用区画数
 - ・斎場は、利用件数（火葬炉利用件数、動物含む）

No.	施設名	施設カテゴリー	構造	経過年数 /耐用年数	延床面積 (㎡)	利用者数 (人)	公費負担額 (千円)	利用者1人 当たり経費 (円)	管理 形態	取組 方向
1	●●●●●	●●	●●	●/●	123, 456. 78	123, 456	123, 456	123, 456	●●	●●

- 「公費負担額」は、令和6年度の支出額（投資修繕等に係る経費を除いた維持管理経費）から収入額（投資修繕等に係る国庫補助金等を除いた額）を差し引いた額
- 「利用者1人当たり経費」は、令和6年度の公費負担額を利用者数で除した額
- 「管理形態」は、直営・直営（業務委託）・指定管理の別を表記
- 「取組方向」は、第4次上越市公の施設の適正配置計画（計画期間はR3年度～R12年度）で位置付ける施設の取組方向を次のとおり表記。また、「取組方向」において、適正配置計画の対象ではない小中学校や保育園等の施設は「別の計画等」と表記。
 - ・現状維持：適正な維持管理を行い、活用すること
 - ・廃止：施設の設置条例を廃止すること（公の施設ではなくなること）
 - ・休止：施設（機能）の使用を一定の期間止めること
 - ・貸付又は譲渡：施設を特定の利用者に貸し付けるか、所有権を民間又は地域等へ有償又は無償により譲り渡すこと
 - ・用途変更：施設の設置目的を他の目的に変更すること
 - ・後期に適正配置：計画後期（当初はR8年度～R12年度でしたが、R9年度～R12年度に変更しました）に適正配置を実施すること
 - ・引き続き協議：取組の方向性を地域住民等と引き続き協議し方向性を決定すること

2 位置図

- 位置図上の番号は、「1 施設毎の状況」の表中のNo.の施設を表記している。
- 建物がない公園施設は、位置図を省略している。

津有区地域協議会 自主的な審議のスケジュールと進捗状況(令和8年7月時点)

令和8年度第3回津有区地域協議会
令和8年7月21日
3議題（2）自主的な審議
資料No.2

目標		開催時期	進捗と予定				その他		
修正前（2月）	令和8年7月修正		修正前		修正後				
町内会や地域で活動する団体の 意見や活動状況などを把握する 「地域の声を聞く」		2年目 (R7)	4月		（研修）町内会長への質問票の項目の整理				
			5月		（研修）公民館の役割について（社会教育課）				
			6月	第1回					
課題の抽出・整理			7月	第2回	公民館事業の説明を聞いた感想発表、町内会長への質問票集計結果(速報)の分析				
			8月	第3回	前回の意見を基に事務局で質問票の集計結果の分析報告、整理した分析結果について確認				
			9月	第4回	（3区合同地域協議会）				
			10月	第5回	町内会と公民館に対する強み・弱みについて協議				
課題の設定			11月	第6回	審議テーマを「地域での新しいコミュニケーションの在り方」に決定、具体的な解決策の検討				
			12月	第7回	各事業（町内会）の必要度・負担感について協議				
			1月	第8回	各事業（津有地区地域づくり協議会）の必要度・負担感について協議				
			2月	第9回	具体的な解決策の協議				
			3月	第10回					
			4月	第1回					地域自治の推進に向けた 今後の方策案について
			5月	第2回					
			6月	第3回		① 地域における公式LINEの活用事例紹介			
関係団体との協議調整	実施主体となる団体への提案準備	7月	第4回	関係団体との調整		第4回	スケジュール変更／事業提案内容の整理（補助申請準備）		公の施設に関する担当課説明
予算の提案に必要な事項の確認		8月			第5回	事業提案内容の整理（補助申請準備）			
令和9年度予算提案		9月			第6回			公の施設に関する諮問	
関係団体との調整	団体への事業提案	10月			第7回	関係団体へ解決策となる事業の提案（令和9年度予算）			
	関係団体との調整	11月			第8回	関係団体との最終調整			
	令和9年度補助事業提案	12月			第9回	解決策となる事業の提案（令和9年度予算）			
	課題協議	1月			第10回	事業提案内容の確認			
令和9年度予算確認	補助事業審査	2月			第11回	-		補助事業審査	
		3月			第12回				
関係団体との打合せ		4年目 (R9)	4月			第1回	関係団体との打合せ		
事業の実施 （関係団体による）			5月 ～ 12月			第2回 ～ 第9回	事業実施（関係団体による）		
事業の検証			1月			第10回	事業検証／活動報告会準備		
活動報告会	活動報告会／補助事業の審査		2月			第11回	活動報告会	-	
	補助事業審査	3月	第12回						

具体的な解決策 SNSのコミュニケーションツールの利用についてのフレームワーク

令和7年度第10回津有区地域協議会意見まとめ

※敬称略

	Aグループ (青木、近藤、竹内、中島、服部、藤井(潔))	Bグループ (石黒、藤井(光)、丸山(明)、丸山(勝)、山本)
実施主体	・津有地区地域づくり協議会	・地域として責任が持てる組織
対象者		・津有区の紙を見ない若い世代
発信内容	・公民館行事 ・各種団体の情報	・有線放送のページングと同様の機能 …ごみの出し方(違反ごみ)、行方不明者など
プラン (無料・有料)	・有料プラン	
LINEを利用して いない人への対応	・紙との併用	・10～20年後を見据える ・しばらくは紙と併用必要
メリット	・一定数までの利用であれば無料 ・情報が届くのが早い ・一斉送信可能 ・各種団体から直接発信可能 ・情報が手元に残る	・広告の表示がなく、発信のみの利用が可能 ・必要な情報が手元で引き出せる
デメリット (懸念事項)	・津有地区全体の規模で運用すると有料アカウントが必要 ・発信者を1人(団体)とすると、発信情報のとりまとめが必要	・全ての人がSNSを利用できる状況が整っていない



	取組案
実施主体	津有地区地域づくり協議会
対象者	津有区の住民
プラン (無料・有料)	有料(ライトプラン)
発信内容	

(参考) LINE料金プラン 引用元:LINE ヤフー for Business ホームページ

コミュニケーションプラン

月額固定費: 0 円
無料メッセージ: 200 通

ライトプラン

月額固定費: 5,000 円
無料メッセージ: 5,000 通

スタンダードプラン

月額固定費: 15,000 円
無料メッセージ: 30,000 通

※登録者×配信回数=通数

(参考) 住民基本台帳 R8.7.1 現在の世帯数と人口

- ・津有全体: 1,831 世帯、4,531 人
- ・津有北部: 1,205 世帯、2,921 人
- ・津有南部: 626 世帯、1,610 人

(参考) 発信内容

地域の情報

- ・津有地区公民館
- ・津有地区地域づくり協議会
- ・すこやかサロン津有
- ・津有北部スポーツクラブ
(北部のみ配布)

等

共通の回覧情報

- ・防犯新潟
- ・交通安全だより
- ・学校だより
- ・防災委員会だより
- ・各種工事のお知らせ
- ・その他チラシ類

等